

## 平成28年度北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議 議事録

日 時 平成28年6月2日(木)

13:00～13:53

場 所 知事会議室

### 1 開会

#### (保健福祉部長)

定刻となりましたので、ただいまから「平成28年度 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議」を開会します。

私は、本日進行を務めさせていただきます、保健福祉部長の村木と申します。よろしくお願ひします。

会議の開催に先立ち、本部長である知事からご挨拶申し上げます。

### 2 知事挨拶

#### (知事)

会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

学識経験者の本部員の皆様、また、北海道手をつなぐ育成会会長の奈須野様には、お忙しい中、出席いただき、感謝申し上げます。

道では平成21年3月に「北海道障がい者条例」を制定し、これまで各般の施策に取り組んでまいりましたが、この条例の3つの柱の一つである権利擁護に関し、今年度から新たな法律が動き出しました。

平成25年に成立した「障害者差別解消法」が、4月に施行され、障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が、行政機関に義務づけられ、民間事業者も努力義務とされたところであります。

道では、条例を制定し、国に先んじて障がいのある方々の権利擁護に取り組んできたところであり、国全体で推進していく枠組みができたことは、道内の取組にとっても追い風になるものと考えます。

障がいのある方々への差別を解消するためには、道民の皆様に理解していただくことが最も重要であり、道としては、今後とも啓発活動などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

本日の会議では、昨年度の取組状況の報告及び本年度の取組方針の案を協議することとしておりまして、その後、障害者差別解消法をテーマとする意見交換も予定しており、今回は北海道手をつなぐ育成会の奈須野会長にお越しいただき、当事者の立場からのご意見をお伺いすることとしておりますので、皆様、忌憚のないご意見をお願いいたします。

今後とも、「障がいのある方々が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という「北海道障がい者条例」の基本方針のもと、庁内関係部が連携して、取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

### (保健福祉部長)

次に、今年度から、新たに本部員にご就任いただいておりますお二方をご紹介します。

- ・さっぽろ地域づくりネットワーク ワンオールの大久保薫様です。
- ・札幌弁護士会の北澤 慎之介様です。

さらに今回は、知事のご挨拶にもありましたとおり、意見交換としまして、障害者差別解消法をテーマに皆様からご意見をいただきますが、障がい者団体から、北海道手をつなぐ育成会会長の奈須野 益様にもお越しいただいております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

それでは、次第により、2の平成27年度の施策の推進状況、3の平成28年度の取組方針案について、事務局から一括して説明をお願いします。

## 3 議事

### (1) 平成27年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況について

資料1：に基づき、植村障がい者保健福祉課長より説明

#### (障がい者保健福祉課長)

まず、平成27年度「北海道障がい者条例に関する施策の推進状況」について、御説明します。お手元の資料1をご覧ください。表紙の裏面に、条例による取組の概要を記載しております。「推進本部」と右側縦長の「条例の広報」と、条例の施策の3つの柱である「権利擁護の推進」、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」、「障がい者の就労支援」と、全部で5つの項目で構成されており、この項目ごとに御説明いたします。

なお、時間の関係もありますので、詳細につきましては、資料を御参照くださるようお願いいたします。

それでは、まず、1頁上段の、「推進本部」についてですが、昨年6月に、知事を本部長とする推進本部会議を開催し、今後の取組方針などについて協議を行うとともに、学識経験者を委員とする調査部会を開催し、オホーツク圏域地域づくり委員会から審議の求めのあった個別事案などについて協議を行いました。

次に、1頁の下段にございます、項目の2つ目、「条例の広報」についてでございますが、1の出前講座などの実施のほか、2の条例の内容を解説したパネルによる周知広報や障がい者に配慮した接し方などについてのDVDを団体、福祉事業所、市町村等に貸し出し学習会などで活用いただいたほか、道民フォーラムの開催を通じ普及啓発に努めたところ。

資料の2頁をご覧ください。項目の3つ目、「権利擁護の推進」についてでございますが、まず、虐待や差別の解消として、1の条例に基づき設置しております全道14カ所の地域づくり委員会において、16件の協議申立や相談について対応を行っております。

また、2の障害者虐待防止法に基づき道庁内に設置しております「北海道障がい者権利擁護センター」に168件の相談やお問い合わせがあり、このうち31件について、虐待相談として関係機関へ通報するなど、法に基づく通報等、必要な対応を行っております。

また、下段に括弧書きで参考として、厚生労働省調査に基づく26年度の北海道全体の状況についても掲載しております。

なお、資料の5頁から9頁に、地域づくり委員会への協議申立等の受付状況及び権利擁護センターの相談・通報等対応状況についての資料を添付してございますので、後ほど御

参照願います。

次に資料の3頁をご覧ください。道民理解の促進としまして、障害者虐待防止法や障害者差別解消法のわかりやすいパンフレットを作成し関係機関への配布を行いました。

次に項目の4つ目としまして、「障がい者が暮らしやすい地域づくり」についてでございます。

まず、地域づくり委員会の協議として先ほど申しあげた、1の地域づくり委員会での、申立事案の協議に加え、それぞれの地域の様々な課題について積極的に協議を行い、暮らしづらさの解消に努めているところです。各地域づくり委員会における地域課題は、10頁に記載しておりますので、後ほど御参照願います。

また、地域支援体制づくりの推進として、2の振興局と地域づくりコーディネーターが連携し、「地域づくりガイドライン」を活用しながら、市町村の相談支援体制づくりなどの取組を支援しているところです。

次に、地域づくりに関連した事業として、3の障がいのある方々や高齢者、子どもに対し一体的にサービス等を提供する拠点施設を整備する「共生型基盤整備」についてでございますが、27年度においては、障がい者が対象とされている施設が岩見沢市で、1カ所国の交付金制度などを活用し、整備されたところです。

次に、資料の4頁をご覧ください。項目5つ目として、「障がい者の就労支援」についてでございますが、障がい者就労支援推進計画に基づく取組として1の経済団体などの参画による「北海道障がい者就労支援推進委員会」の御意見を伺いながら、平成27年度～平成29年度を期間とする「第3期障がい者就労支援推進計画に基づく取組を、関係機関と連携しながら進めました。

具体的な取組のうち、企業との連携といたしまして、2の企業認証制度については155社に、障がい者の就労を応援する企業を幅広く登録するアクションについては585企業、73市町村に、それぞれ認証や登録をいただいております。

授産事業所等への官公需発注促進では、3の「特定随意契約制度」の活用などを市内に呼びかけるなど、授産事業所等への官公需の発注を促進しているほか、条例の指定法人制度として、4の北海道障がい者就労支援センターにおいて、企業と授産事業所の仕事をつなぐ共同受注などを実施しているところです。

このほか、授産製品の販路拡大として5の大型商業施設での授産製品販売として、1つ目の丸にありますアリオ札幌などでの販売、また、最後の丸にあります昨年度からの新たな取り組みといたしまして、道庁赤れんが前庭などを活用した「北海道カフェ」の運営などの取り組みを行っています。

なお、11頁以降に、関係部等が所管する条例の関連施策の取組の概要についてまとめておりますので、後ほど内容を御確認願います。

以上が、「平成27年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況」でございます。

## **(2) 平成28年度北海道障がい者条例の取組方針（案）について**

資料2：に基づき、植村障がい者保健福祉課長より説明

### **(障がい者保健福祉課長)**

続きまして、平成28年度「北海道障がい者条例の取組方針（案）」について御説明い

たします。資料2をご覧ください。

1 ページに、今年度の取組方針としまして、「基本方針」と「重点方針」を設定しています。

まず、「基本方針」については、「障がいのある方が当たり前で暮らせる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域である」という基本的な考え方のもと、(1)の障がいのある方々の参画を基本とした、対話の重視、(2)の地域間格差の是正、(3)の幅広い関係者と連携・協働した施策の推進、(4)の道民理解の促進、この4点に配慮しながら取組を進めることとしております。

次に「重点方針」としまして、1 点目、「条例の広報」につきましては、引き続き、道職員による出前講座のほか、パンフレットやパネルなどの様々な啓発資材の活用など、広く道民の皆さんに条例の周知を図ってまいります。

2 点目、「権利擁護の推進」につきましては、関係機関との情報交換や障がい者からの相談事例に関する協議の実施など、差別を解消するための取組の推進を行うとともに、障害者差別解消法の施行を受け、市町村における相談体制等の整備促進を行うこととし、具体的には、市町村における既存の協議会等の活用や市町村向け説明会開催による普及啓発などの働きかけを行います。

3 点目、「障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進」につきましては、引き続き障がいのある方々などの声を地域づくり委員会での協議に反映できるよう取り組むほか、地域で生活する障がい者の高齢化・重度化や、親亡き後の生活を支えるための「地域生活支援拠点」を整備し、総合的な相談支援体制の確保に向け、支援してまいります。

最後に、「障がい者の就労支援」について、引き続き一般就労の推進に向け様々な機関と連携したネットワークづくりを推進いたしますとともに、障害者優先調達法に基づく道における授産事業所への発注拡大や就労支援センターによる販売機会拡大の取組などを推進することとしています。

2 項以降は、平成28年度の関連施策の取組予定の概要についてまとめておりますので、後ほど内容を御確認願います。以上で説明を終わります。

## 【関連報告】改正障害者雇用促進法の施行について

資料なし：阿部経済部長より報告

### (経済部長)

関連して、説明させていただきます。

平成28年4月1日施行の改正障害者雇用促進法について、北海道労働局及び各ハローワークの説明会開催による事業主への周知や道庁と教育庁、北海道労働局と連携した障がい者雇用への要請活動を通じて、経済団体や業種別団体に対し法周知を図っているところ。

道の平成27年6月1日現在の障がい者雇用率は1.95%と全国平均の1.88%を上回っているが、法定雇用率の2.0%は未達成。

経済部としても、特別支援学校などを卒業する若者や未就職者をはじめ一般就労を望む障がいのある方の雇用の場の確保と就業支援に向け、庁内関係部及びハローワークなどと連携を図りながら障がいのある方の雇用促進に取り組んでまいります。

**(保健福祉部長)**

以上に関しまして、補足する事項、また、ご質問やご意見はございませんか。

(意見なし)

それでは、報告事項及び協議事項に係る議事については、以上といたします。次に、意見交換に移ります。

冒頭の知事のごあいさつにもありましたが「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行され、道においても、準備を行ってまいりました。

本日は「差別解消法の施行について」をテーマに現状や課題などを意見交換できればと考えております。

ここで、まず、道における取組状況などにつきまして、保健福祉部から説明したいと思います。

#### **4 意見交換**

##### **テーマ「障害者差別解消法の施行について」**

資料3に基づき、植村障がい者保健福祉課長より冒頭説明  
説明後、意見交換

**(障がい者保健福祉課長)**

資料3をご覧ください。

1の法の目的についてであります。国連による障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備の一環として、2行目からありますとおり、障害者基本法第4条「差別の禁止」の基本原則を具体化して、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することとしており、かつこにありますとおり平成25年6月に制定、そして本年4月に施行されたところ。

次に、2の道の取組状況の(1)、法施行前までの取組についてであります。まず、職員対応要領の策定としましては、障がい福祉団体をはじめとした関係者と協議を重ね、「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」を平成27年12月に策定、本年1月からは職員向け説明会を開催するなどして周知を図ったところ。次に相談・紛争防止等の体制整備並びに障害者差別解消支援地域協議会の設置についてであります。先ほど北海道障がい者条例の推進状況で説明しました14圏域毎にあります障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会で相談対応し、この「障害者差別解消支援地域協議会」に位置付け、個別案件や地域課題について協議・あっせんして解決を図るほか、情報交換を行うなどして連携を推進していく体制としたところ。

次に北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催についてであります。本年3月に設置し開催したところであり、オール北海道として障がい者の差別解消を進めていくためには、道のみならず国や市町村との連携が大変重要であることから、関係行政機関の代表者を構成メンバーとし、実態把握と情報交換を行った。

次に啓発活動の推進についてであります。平成27年3月にパンフレットを作成し、

市町村などを通じて広く配付したほか、道民フォーラムを札幌市のほか2か所で開催し、障害者差別解消法の趣旨を直接説明し障がいのある方からも直接意見を聞く機会を設けた。また、道や市町村の各種広報媒体、地域FMなどを活用した普及啓発を行ったところ。

次に、(2) 28年度の取組予定についてであります。相談対応・紛争の防止または解決として、これまでと同様に地域づくり委員会において関係機関と情報交換を行うとともに、実際に障がいのある方から相談があった場合においても、地域づくり委員会による協議を適切に実施しながら相談事例を積み上げ、今後の対応に向けて有効活用していく。

次に、市町村における取組の推進についてであります。法では努力義務とされている「職員対応要領」の策定や、「障害者差別解消支援地域協議会」の設置について、全ての市町村で取り組まれるよう積極的な働きかけや支援を行っていく考え。

次に、道職員の理解促進についてであります。各所属において職場研修を実施いただくとともに、10月に行われる新規採用職員研修では必須項目に位置付け、職員の資質向上及び理解促進を徹底していく。

次に、北海道障がい者差別解消推進連絡会議の開催についてであります。法の施行初年度である本年は半年を経過した10月に開催し実施状況等を確認するほか、翌年3月には法施行1年の実施状況や課題について情報交換を行い、次年度以降に向けた対応について検討していく。

最後に、啓発活動の推進についてですが、わかりやすいパンフレットとして、北海道障がい者条例や障害者虐待防止法、障害者差別解消法を解説した新たな啓発ツールを作成し市町村などを通じて広く配布、また、障がい者権利擁護フォーラムを法が施行され半年を経過した10月以降に開催し、障がいのある方などに更なる理解促進を求める。

さらに、法の認知度アンケートを実施し、調査結果を今後の普及啓発施策に活用していくほか、北海道障がい者条例や新たに作成した障害者差別解消法のパネルを活用し、14振興局をリレーしてパネル展を開催することとしているところ。

おわりに、道としては、北海道障がい者条例に基づき、障がいがある人もない人もともに安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、差別の解消をはじめとした障がいのある方の権利擁護の推進に努めて参りたいと考えておりますので、本日お集まりの皆さんにもご理解とご協力をお願いする。

## 【意見交換】

### (保健福祉部長)

ただいまの説明も含めまして、差別解消法施行後の状況について、意見交換を行ってまいりたいと思います。

まずは、北海道手をつなぐ育成会の奈須野会長より、お願いいたします。

### ○北海道手をつなぐ育成会：奈須野会長発言

合理的配慮の考えについて述べたい。適切な合理的配慮が社会に定着したときに、障がい者に対する社会的障壁が解消されるものと考えている。

これには社会に対する普及啓発が重要と考え、知的障がいへの理解促進を図る上で、知的障がいを知る我々当事者団体こそが中心となって普及啓発活動を行うことが重要では

ないかと考える。本日は他県の障がい者団体による普及啓発の活動を紹介したい。

兵庫県たつの市ので知的障がいに関する普及啓発を行う「ビーす&ピース」というサークルで、たつの市の手をつなぐ育成会のOBや市職員、市民有志により結成された。

活動は、あまり堅苦しく・難しく啓発するのではなく、楽しく・わかりやすくをモットーに、疑似体験や漫才的な掛け合いなどによりユーモアをまじえた内容となっている。

先日札幌で行った札幌市手をつなぐ育成会の総会でも講演にお越しいただき好評であった。全国各地からも講演依頼があり、東京都などは行政がたつの市を視察に訪れているとのこと。今後、札幌でも同じような活動ができればと考えており、他県でもそうであったように行政の協力もお願いしたい。

### (保健福祉部長)

民間本部員の皆さん、いかがでしょうか。大久保委員からお願いします。

### ○大久保委員発言

札幌市の基幹相談支援センターで相談支援に従事している立場からお話ししたい。

障害者差別解消法が施行されたが、正直何かが変わったという感じは無く、もっと反響があると思っていたが、非常に静かな船出であった。

合理的配慮という言葉がキーワード。これは、今までには無い言葉であり、自分たち無含め定義とか概念もあまり身につけていない。

合理的配慮については、これまでは障がい者やその家族が自分たちで行い、不自由さをご本人達が何とかするというできごとであり、配慮されないことがあたりまえになっていたが、これを逆転させるということである。

具体事例として、ある電動車いすの女性の就職等に関する話で、現在この方は私も勤めている社会福祉法人に就職しているが、学生時代に社会福祉士のための実習先を探すこととなったが、実習先で介助が必要となることから実習先が見つからない状況となり、就職活動の際も同様の理由から就職先が中々見つからず、福祉関係職場でさえ介助への対応が難しい状況であった。

最終的に当法人に就職となったが、この方に特別な支援をしているのではなく、ちょっとした周りの支援や気づきで充分対応可能であり、こういう気づきこそが合理的配慮と考える。

また、宅建協会で発行している「はじめての一人暮らしガイドブック」があり、これを知的障がいを持つ方にも「わかりやすい版」を提案し現在作成中。障がい者の方はなかなかアパートを貸してもらえない、家主側も貸すことでのトラブル等で困っている状況もあり、両方がわかり合うためにガイドブックを作成し、気づきをどうやって促すかという仕掛けが大事と考える。

### ○日置委員発言

道の障がい者条例が先に制定されてきて、今回、国の法律も追いついてきた形であり、これからどのように進めていくか真価が問われるとき。障害者差別解消法の施行をきっかけとして、どう動くか、皆でどう活かすかが大事と考える。

先日オホーツクの差別解消法の勉強会に参加した際、当事者からの意見を聞く機会があったが、多くの意見は個人レベルの内容であり、法に定める行政機関や企業が行う合理的配慮よりも身近な個人間での内容のものが多く、これを社会的な問題に結びつけるのが我々の役割ではないかと考える。

私も重度の障がいを持つ子の親でもあるが、意見が自分で言えない方の意見をどう汲み取って伝えるかが重要と考える。家族が行うのもよいが本当に本人の意向が代弁できているかと感じることもあり、こういった重度で意思を伝えられない方の代わりにしてくれるものがどんどん出てくる必要があると感じる。

また、福祉サービスが充実していくのは良いが、障がい者本人が専門職の人としか接しない状況が増えてしまい、一般の方々と接する機会が減ってしまうという側面もあるので、うまく両立を図っていくことも重要と思う。

話題として、先日人材育成関係の会議を企画した際、手話通訳の手配に14万円かかり費用の捻出に頭を悩ますことがあった。結局、道の補助金で一部支援してもらえなくなったが、民間の場合、努力義務ではあるものの、こういった部分も現実として頭を悩ますところであり、配慮したくても配慮しにくい現状にある。

こういった現状などをもっと気軽に相談できる場が増えると良いと考えており、例えばSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの活用も一つの方法ではないかと考える。

#### ○橋本委員発言

やはり合理的配慮がキーワードと考える。障がいのある方にとって生涯学習は大変重要なことだと考えており、合理的配慮について障がいのある方に伝えていく努力は続けていかなければならないと思っている。

福祉事業所や法人などで差別解消法をテーマに困ったことだけではなく、助かったことなども、例として出し合うのも良いのではないかと考えており、道で作成している事例集にも反映できるのではないかと考える。こういったことを積み重ねてより良い事例集として有効活用できればと考える。

また、こういったことを進めていく上での課題や問題等で調整が必要な時は、地域づくり委員会が窓口となるが、これをもう少し障がいのある方々や地域に対してクリアに明示されていけば、より有効に活用されていくのではないかと考える。

#### ○北澤委員発言

司法に関与する立場としてお話しします。札幌弁護士会の動きとして差別解消法が施行されてから会員にも周知された。弁護士として法律を把握しているのは当然であるが、改めて周知されたということは重要な法律と位置づけられていること。

札幌弁護士会の合理的配慮の取組として、法律相談は通常電話により予約いただいて来所してもらう流れであるが、聴覚障がいの方々からの対応として、FAXによる受付を行えるよう準備を進めていたり、手話通訳者が同行できないかも検討を行っているところ。

裁判所においてもこの法律を受けて要綱を設けて職員等に周知している。

業務を通じたエピソードとして、重い自閉症の方の成年後見人を行っているが、その方は普段グループホームで生活しているが、月に1回程度実家に帰省しており、その際この



方はバスを利用できないためタクシーを利用することが多いが、ドライバーの何気ない声掛けに対して、本人が恐怖を感じたりして防衛本能から掴みかかったりする場合もあり、ドライバーやタクシー会社から利用を拒否されるのではないかと心配しながら利用しているとのこと。

身体障がいの方々の対処はノウハウもあるが、目に見えない障がいに対する対処はわからない部分が多いので、合理的配慮を普及する際は、障がいへの理解促進も欠かせない部分のため、併せて進めていただければと考える。

#### **(保健福祉部長)**

障がいは障がいのある方のほうにあるのではなく、社会の側にあるのだなという視点で、これからも本当の意味でのバリアフリー社会を作っていくことが更に求められているのではないかと考える。また、事例集も更にいろいろな例も取り入れ積み上げていきたいと考えている。

最後に、知事から一言お願いします。

### **5 知事閉会コメント**

#### **(知事)**

4月から施行されたこの法律が、施行後まだ2ヶ月しか経過していない状況であるが、行政に求められていることは、この法律の趣旨、とりわけ合理的配慮の考え方や概念についてを、個人の方々や社会へ理解してもらうための啓発等をしっかり行っていくことが、一番求められていることと思う。

また、皆様のご意見にあった合理的配慮事例集をもっと様々な方々から情報をいただくなどして充実して、道庁ホームページなどでご提供していくことも重要である。

奈須野会長からお話いただいた、兵庫県のたつの市にある「ピース&ピース」の試みが、札幌市にもできればよいと思う。

私も障がいのある方々の作業所等を見学する機会が何度かあり、本当に一生懸命作業を行っていると感じた。いわゆる健常者の方よりも大変効率よく作業を行うほどであった。

ただし、外見ではわかりにくい障がいをお持ちの方への対応などはやはり難しい部分もあり、誤解などが無いよう我々も認識をきちんと持っていく必要を改めて感じたところ。今後も私どもでいろいろと検討させていただきたいので、宜しく願いしたい。

### **6 閉会**

#### **(保健福祉部長)**

ありがとうございました。

本日のご意見を踏まえ、今後とも、各部等連携しながら、施策の推進に努めてまいります。予定の議題はすべて終了しました。

以上をもちまして本日の会議を終了します。ご多忙の中ご出席いただきありがとうございました。

— 終了 —